

2013年12月19日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第294号）

商務部、 人民元建て直接投資で手続簡素化 資金出所証明等の提出規定を削除

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部は、2013年12月3日付で『クロスボーダー人民元直接投資に関連する問題についての公告』（商務部公告2013年第87号、以下『87号公告』という）を公布しました。人民元建ての対中直接投資について、従来規定にあった人民元資金の出所証明等の提出を求める規定や、出資金額が3億人民元以上の場合等に求められていた商務部による審査の規定を削除し、関連手続の簡素化を図っています。『87号公告』は、2014年1月1日より施行されます。

□ 特別な書類提出や審査が不要に

商務部は2011年10月、『クロスボーダー人民元建て直接投資に関する問題についての通達』（商資函[2011]889号、以下『889号通達』という）を公布し、人民元建て直接投資に係る実務手続を明確化しました。『889号通達』は、外国投資家が人民元建て直接投資を行う場合、通常の外商投資企業設立に係る申請書類に加えて、(1) 人民元資金の出所証明または説明文書、(2) 資金用途の説明、(3) 『クロスボーダー人民元直接投資状況表』の提出を要求。直接投資が①3億人民元以上の出資である、②融資保証、ファイナンスリース、小口貸付、競売などの業種である、③外商投資性公司、外商投資ベンチャー投資・持分投資企業である、④政府によるマクロコントロール対象業種（セメント、鉄鋼、電解アルミ、造船等）である、場合には、商務部が審査を行うことも規定していました。

『87号公告』はこうした規定を盛り込まず、一方で『889号通達』を廃止しました。また、『889号通達』では、もとの出資通貨の種類を外貨から人民元に変更する場合、商務部主管部門に報告して承認を求め、上記(1)～(3)の書類のほかに、董事会など企業の最高権力機関による決議書、修正後の契約書、定款（または修正協議書）を提出しなければならないとしていました。しかし、『87号公告』では、変更手続きに関わる契約もしくは定款変更の審査・批准を行う必要がなくなり、外商投資法律、行政法規および関連規定の要求に基づき、関連部門および銀行で登記、口座開設、資金為替等の手続が可能に

なりました。

これにより、直接投資が人民元建ての場合のみに必要とされた書類提出や商務部の審査が不要となり、一部の関連手続が簡素化されるものとみられます。

ただ、人民元資金を有価証券・金融派生商品への投資や委託貸付に使用することを禁止する規定はそのまま残されているため、留意が必要です。

*

『87号公告』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および5ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹、神保智】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

商務部

公告 2013 年第 87 号

クロスボーダー人民元直接投資に関連する問題についての公告

クロスボーダー人民元直接投資の利便化を推進し、監督管理措置を完善化するため、ここにクロスボーダー人民元直接投資に関連する問題について以下のように公告する。

- 1、本公告がいう「クロスボーダー人民元直接投資」とは、国外投資家（香港・マカオ・台湾の投資家を含む、以下同）が合法的に獲得した国外人民元で来中し企業新設、増資、持分出資もしくは国内企業の合併・買収等の外商直接投資活動を展開することを指す。国外投資家は、国家の現行の外商投資法律、行政法規、規定および関連政策に基づきクロスボーダー人民元直接投資の関連手続を行わなければならない。
- 2、クロスボーダー人民元直接投資および投資した外商投資企業の再投資は、外商投資法律・法規および関連規定の要求に合致し、国家の外商投資産業政策、外資合併・買収安全審査、独占禁止審査の関連規定を遵守しなければならない。
- 3、外商投資企業は、クロスボーダー人民元直接投資の資金を使用して中国国内で直接もしくは間接的に有価証券および金融派生商品に投資してはならず（上場企業への戦略投資を除く）、ならびに委託貸付に使用してはならない。
- 4、商務主管部門は、クロスボーダー人民元直接投資の承認回答に「国外人民元出資」の文字、人民元出資金額および本公告第 3 条の要求を明記し、合わせて承認回答文書の写しを遅滞なく同級の人民銀行、税関、税務、工商、外貨等の部門に送付しなければならない。
- 5、国外投資家が、もとの出資通貨を外貨から人民元に変更することを申請する場合、契約もしくは定款変更の審査・批准を行う必要はなく、外商投資法律、行政法規および関連規定の要求に基づき、関連部門および銀行で登記、口座開設、資金為替等の手続を行わなければならない。
- 6、国外投資家が中国国内に投資した外商投資企業から獲得し、国外に送金していない人民元利潤および持分譲渡、減資、清算、投資の先行回収による人民元所得で直接投資を展開する場合、関連規定に基づき執行する。
- 7、以上の措置は、2014 年 1 月 1 日より実施する。『商務部によるクロスボーダー人民元直接投資に関連する問題についての通達』（商資函[2011]889 号）および『商務部弁公庁による商務システムが

クロスボーダー人民元直接投資管理の実施に関連する問題についての通達』(商弁資函[2011]1171号)は、本公告の実施日より執行を停止する。これ以前の商務部によるクロスボーダー人民元直接投資に関する規定が本公告と合致しない場合、本公告を基準とする。

商務部

2013年12月3日

(中国語原文)

商务部
公告 2013 年第 87 号
关于跨境人民币直接投资有关问题的公告

为推进跨境人民币直接投资便利化，完善监管措施，现就跨境人民币直接投资的有关问题公告如下：

- 一、 本公告所称“跨境人民币直接投资”是指境外投资者（含港澳台投资者，下同）以合法获得的境外人民币来华开展新设企业、增资、参股或并购境内企业等外商直接投资活动。境外投资者依照国家现行外商投资法律、行政法规、规章和有关政策办理跨境人民币直接投资的有关手续。
- 二、 跨境人民币直接投资及所投资外商投资企业的再投资应当符合外商投资法律法规及有关规定的要求，遵守国家外商投资产业政策、外资并购安全审查、反垄断审查的有关规定。
- 三、 外商投资企业不得使用跨境人民币直接投资的资金在中国境内直接或间接投资于有价证券和金融衍生品（战略投资上市公司除外），以及用于委托贷款。
- 四、 商务主管部门在跨境人民币直接投资批复中应写明“境外人民币出资”字样、人民币出资金额及本公告第三条要求，并将批复文件及时抄送同级人民银行、海关、税务、工商、外汇等部门。
- 五、 境外投资者申请将原出资币种由外币变更为人民币的，无需办理合同或章程变更审批，可按照外商投资法律、行政法规和有关规定要求，到有关部门和银行办理登记、开立账户、资金汇兑等手续。
- 六、 境外投资者以从中国境内所投资的外商投资企业获得但未汇出境外的人民币利润以及转股、减资、清算、先行回收投资所得人民币开展直接投资的，仍按照有关规定执行。
- 七、 以上措施自 2014 年 1 月 1 日起实施。《商务部关于跨境人民币直接投资有关问题的通知》（商资函[2011]889 号）和《商务部办公厅关于商务系统实施跨境人民币直接投资管理相关问题的通知》（商办资函[2011]1171 号）自本公告实施之日起停止执行；此前商务部关于跨境人民币直接投资的规定与本公告不符的，以本公告为准。

商务部

2013 年 12 月 3 日